

かなければならない」とし、計画どおりに雇い止めなどをおこなう考えを繰り返しました。また、契約期間中に解雇する対応はおこなっていないこと、雇い止めされる本人への説明や、福利厚生は十分におこなっていることなどが説明されました。

池田予定候補、とくとめ予定候補は『『雇用調整助成金』の制度充実など、政治が雇用を守るための対策をしっかりとるよう、私たちも頑張っていきたい。ぜひ、今日の申し入れの趣旨をくみとって、雇用を守る対応をお願いしたい』とあらためて要請をおこないました。

羽村市長へも緊急申し入れ

一行は、ひきつづいて羽村市役所をおとずれ、日野自動車への要請について報告しながら、並木心市長にたいして緊急申し入れをおこないました。内容は、市内企業での「派遣切り」「期間社員切り」などの実態を緊急に把握すること、一方的な雇い止めをおこなわないよう、企業への要請を強力におこなうこと、「派遣切り」などによる生活困窮者への生活支援・住居支援をおこなうこと、の3点です。

並木市長は、「理屈ぬきに緊急対策は必要であり、企業と（自治体との）信頼関係はいまこそ活かすべき時」と述べ、対策の検討を約束しました。



整理解雇の4要件

経営上の理由で労働者を解雇する場合を「整理解雇」といい、これを行うには、(1)人員削減の必要性 (2)解雇回避の努力 (3)人選の合理性 (4)労働者と十分な協議 が必要で、これを満たさない限り解雇無効となることが判例で確立しています。

雇用調整助成金

経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、その費用の一部を助成する国の制度です。

日本共産党は、派遣社員、期間社員などの非正規労働者を同制度の対象にするなど、制度の拡充を国に求めています。

雇い止め、リストラ、下請けいじめなど困ったときには
ぜひご連絡ください

日本共産党西多摩青梅地区委員会 042 - 551 - 3551

日本共産党羽村市議団

・ 中原まさゆき 042 - 554 - 1163

・ 市川英子 042 - 554 - 1140

・ 鈴木たくや 080 - 1058 - 9450